

令和2年 第5回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年6月25日(木) 15時00分から15時30分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	—
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第15号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第5	議案第16号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について
日程第6	議案第17号	令和元年度の点検・評価及び令和2年度の活動計画の決定について
日程第7		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■ ■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の畑2筆で面積は13.21㎡でございます。申請者は■■にお住まいの方です。転用目的は■■の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。4条の申請になりますので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書並びにスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地に隣接している既存建物の一部が当該申請地にはみ出していますが、この建物は昭和41年6月に建てられたものであり形状も当時のままとなっています。昭和45年以前から同じ利用形態であったことから、はみ出していた部分のみ対象として当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■の南東に位置し、■■■■の北西に位置しております、申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。なお、公図及び写真でお示ししました水色の線で囲いました範囲が宅地で赤い線で囲んだ範囲が既存建物です。隣接する農地が1筆ございますが、申請者の所有農地であるので、問題はございません。

続きまして、現況については写真のとおりです。

なお、今回は 4 条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。〈所有地の確認〉。いずれも違反等はありません。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は 2 種農地に区分されます。周辺への営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。現地確認をしてきましたが特に問題はございません。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

地区担当の■番■■■です。別段問題はございません。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第 3・議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 1 件案件がございます。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑 1 筆で面積は 425 m²でございます。譲受人は■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■■のアパートにて■■■で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和２年２月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■の北東に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が１筆ございますが、所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設のコンクリートブロック２段および４段内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第２種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。現地確認をして来ました。側溝ではなく、下水管が通っているのでそちらへ放流するそうです。また、側面の道路端の幅が３メートルしかないので５０センチ下げるそうです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地区担当の■■■です。私も現地を確認しました。(今回の申請地の)反対側も住宅が建つ予定になっていたと思いますが、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。

続きまして、日程第 4・議案第 15 号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が 4 件、更新の案件が 8 件ございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。農業経営基盤強化促進法第 18 条において、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないため、ご審議いただくものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。今月は新規の案件が 4 件、更新の案件が 8 件ございます。新規の案件はスクリーンに位置を写しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、1 件目から 4 件目までの新規案件についてご説明いたします。議案書及びスクリーンをご覧ください。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは新規の案件についてご審議願います。

それではこの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

—以下、新規案件 1 件ごとに審議 全件同じ—

それではこの件につきましては「決定」とすることといたします。続きまして 5 件目から 8 件目までの更新の案件についてご審議願います。

それではこの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきましては「決定」とすることといたします。

続きまして日程第 5・議案第 16 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。農地法第 3 条の農地取得に必要とされる要件の最低面積は、都道府県で 50a 以上、北海道で 2ha 以上と定められています。こちらの面積のことを下限面積と言います。しかしながら特別な事情がある場合は、別段の面積を定め下限面積を 50a 以下にすることができます。今回ご審議いただくのはこの別段の面積を定めるかどうかという点です。

どのような事由で別段の面積を設定できるかといいますと、担い手不足や遊休農地の深刻化により、新規就農や企業参入を促さないと農地の保全が図れない状況にあるときや、山間部など自然営農条件により農業者の平均規模が小さい状況にあるときなどです。

別段の面積を設定する場合には、農地法施行規則第 17 条第 1 項および第 2 項に基準が定められております。

1 項として、定めようとする別段面積未滿を耕作する農家の割合が 40%以上であること、2 項として、耕作の目的に供されていない農地が相当数存在するため、新規就農を促す必要があることです。それぞれの各項について宮代町の現状と照らし合わせた際に別段の面積を設定する必要があるかを検討していただきたいと思います。

1 項について、2015 年農林業センサスの経営耕作地規模別農家割合を見ますと、宮代町内で 50a 未滿の農地経営を行っている販売農家の割合は 17%となっております。また、自然条件が宮代町に近い白岡市や春日部市などの設定状況をみますと、別段の面積を設定している自治体はございません。

2 項について、令和元年度の利用状況調査の結果、宮代町内の膝丈以上に草が繁茂した遊休農地の割合は全体の農地の約 5%でした。決して少なくはない数値ですが、直ちに別段面積を設定し、新規就農を促進しなければ農地の保全が図れない状況ではないと考えます。

以上から、事務局作成案としましては、直ちに別段の面積を設定する必要性がないと考えるため、今年度の下限面積については、別段面積を設定せずに農地法第 3 条の規定どおり、50a を下限面積として定めたいと考えております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。この件に関しまして、「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

続きまして日程第6・議案第17号「令和元年度の点検・評価及び令和2年度の活動計画の決定について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の資料を本日皆様の手元に配布いたしました。こちらの資料は、前回の総会時に農業委員会としての意見求め、案を決定した後に町のホームページ等で意見照会を行いました。照会の結果は特に意見はございませんでした。よって、こちらの案を宮代町農業委員会の点検・評価並びに計画ということにしたいと考えております。以上で説明を終了させていただきます。

(会長)

それではこの件についてご審議願います。

それではこの件につきまして「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「原案の通り」とすることといたします。

続きまして日程第7「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が6月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和２年第５回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年7月27日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印